



アート県庁プロジェクト
Art project of prefectural government

夜空の タイムトラベル

【夜空の
タイムトラベル】

【アート県庁プロジェクト】～ 2018年、佐賀県庁から時間旅行へ～
人が作り出しものを語源とする『アート』と人の営みを守る行政機関である『県庁』『人』というワードで繋がった二つが混ざり合い新たな価値を生み出すのが『アート県庁プロジェクト』です。
佐賀の夜空にデジタルアートで表現された街を見て、触れて、体感してみてください。

＜常設展示＞	○期間・時間	4月～9月 20:00～22:00／10月～3月 18:30～22:00
	○料金	無料
	○会場	佐賀県庁展望ホール

目次

- 評議員会報告 (→P2～3)
- 退職部の現状と今後の運営について(重要なお知らせ) (→P4～5)
- 療養費補助金請求される会員の方へ(お願い) (→P6)
- 事務局から(→P7～8) ■ 人生を楽しむ(→P8)
- 日帰りバス旅行申込書(→P9～10)

直通電話番号 **0952-25-7092** をご利用ください。すぐに、互助会へつながります。

評議員会報告

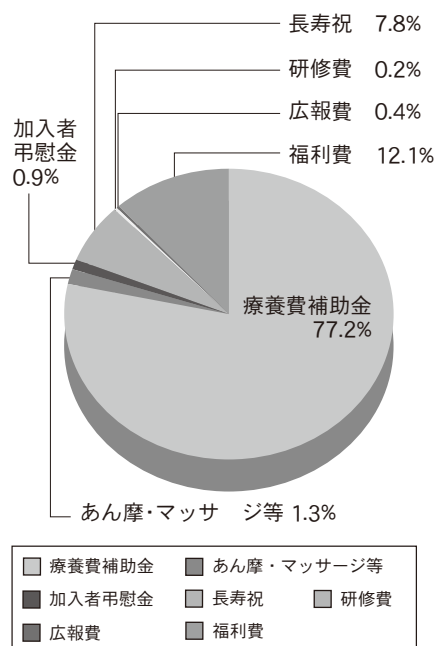
平成30年3月19日、平成29年度第3回評議員会が「佐賀県自治会館」において開催され、平成30年度の事業計画・予算が原案どおり承認されました。

また、平成30年6月6日には、今年度の定時評議員会が「佐賀県自治会館」において開催され、平成29年度の事業報告、決算及び役員等について、原案のとおり承認されました。

なお、退職部に係る給付の決算、予算及び役員・評議員については、次のとおりです。

1. 平成29年度決算額 (平成30年3月31日現在の会員数 4,233人)

事業名	件数	決算額(円)
療養費補助金	54,825	76,319,200
あん摩マッサ ジ指圧師・はり師・きゅう師等施術料補助金	134	1,326,700
加入者弔慰金	84	910,000
長寿祝金	395	7,720,000
厚生費	研修費	81 227,100
	・国内研修旅行	3 21,500
	・日帰り研修旅行	78 205,600
	広報費(退互だより)	2 358,627
	福利費	3,138 11,952,000
	・宿泊補助	1,413 2,826,500
	・人間ドック補助	508 7,682,100
	・芸術鑑賞・スポーツ観戦補助	1,012 829,500
	・海外研修補助	19 242,600
	・フリ プラン(チケット斡旋)	133 359,200
	・確定申告説明会	53 12,100
合 計		98,813,627



2. 平成30年度事業予算額

事業名	給付内容	予算額(円)
療養費補助金	会員が、疾病等により医療費を負担したとき(保険適用のみ)。自己負担額に応じ、30%～60%給付	77,881,000
あん摩マッサ ジ指圧師・はり師・きゅう師等施術料補助金 (平成28年3月までに加入された会員対象)	保健所に開設届が出されている治療院(県外を含む)で施術を受けたとき。 1日1回1,000円補助 年度18回まで	1,482,000
加入者弔慰金(")	加入期間により100,000円から10,000円	870,000
長寿祝金(")	古稀10,000円 喜寿20,000円 米寿30,000円 白寿50,000円	9,350,000
厚生費		12,232,000
研修費	日帰り研修旅行等	400,000
福利費	宿泊補助、海外研修補助、人間ドック、フリ プラン等	11,832,000
広報費	退教互だより	320,000
合 計		102,135,000

3. 役員・評議員について

役職名	氏名	所属役職名	備考
理事長	白水 敏光	佐賀県教育長	
副理事長	青木 勝彦	佐賀県副教育長	新任
理事	嘉村 直樹	佐賀県教育庁教職員課長	新任
常務理事	森永 文治	佐賀県教職員互助会事務局長	
理事	井手 美保子	佐賀県教職員組合執行委員長	新任
理事	西牟田 智弘	佐賀県高等学校教職員組合副執行委員長	新任
理事	田中 啓善	佐賀県教職員組合書記長	新任
理事	山田 良典	佐賀市立赤松小学校長	
理事	渡邊 成樹	佐賀県立佐賀北高等学校長	新任
監事	恒松 隼一	佐賀県教育庁教育総務課総務調整担当係長	
監事	藤瀬 秀隆	東部教育事務所教育指導監	新任
監事	山口 譲	伊万里市立二里小学校事務主幹	
監事	丹宗 憲昭	佐賀県立盲学校事務主任	新任
評議員	石橋 節二	みやき町立北茂安中学校長	新任
評議員	川原 浩稔	鳥栖市立弥生が丘小学校事務長	新任
評議員	野中 和納	佐賀市立兵庫小学校教諭	新任
評議員	石丸 慎也	佐賀市立川上小学校長	新任
評議員	中野 義文	佐賀市立鍋島中学校長	新任
評議員	濱 隆朗	唐津市立高峰中学校長	新任
評議員	阿賀野 昌子	唐津市立厳木中学校事務長	
評議員	副島 博文	伊万里市立国見中学校事務長	新任
評議員	小川 修	伊万里市立山代西小学校長	新任
評議員	植松 正鋼	嬉野市立塩田中学校長	新任
評議員	江口 孝之	佐賀県立佐賀西高等学校教頭	新任
評議員	今村 文弘	佐賀県立佐賀東高等学校事務長	新任
評議員	東福 昌勝	佐賀県立唐津工業高等学校教頭	新任
評議員	松藤 宏明	佐賀県立唐津商業高等学校教諭	新任
評議員	待鳥 景子	佐賀県立金立特別支援学校事務主任	新任
評議員	森園 明広	佐賀県立中原特別支援学校事務長	新任
評議員	坂井 あかね	佐賀県教育庁学校教育課副主査	



退職部の現状と今後の運営について（重要なお知らせ）

① はじめに

互助会では、今まで豊富な資金と高い運用益に支えられ、事業を拡大し会員への福利厚生事業を充実させてきました。しかし、平成18年4月以降の退職生業資金の見直し等を行ってきたものの毎年資産は減少し、運用益も低金利を背景に思うように上げることができない状況にあります。

短期的には人間ドック受診者の増加と高齢化による退職互助部の医療補助金の増加等に起因して単年度収支が悪化しています。また、長期的には退職生業資金の多額の支出により10年後には約20億円、運用可能資産の約50%が減少し、運用益が現在よりさらに落ち込む可能性が高まっています。これにより数年後には、年間約7,300万円（現職互助部 2,300万円、退職互助部 5,000万円）の赤字が見込まれます。

このような現状を受けて、平成29年度に義務、高校、職員組合などの各団体の代表を委員として、作業部会を立ち上げ、部会を6回開催しました。その中で今後も安定的に互助会を運営できるように各事業の見直しを検討して、今年の1月に最終報告が出され、平成30年度の第1回理事会、定時評議員会で了承、決定されました。事業は、現職互助部、退職互助部とも大きく見直しをいたしました。

皆様には、大きなご負担をおかけしますが、10年先、20年先も会員の福祉の向上と生活の安定に貢献できる互助会でありたいと思っておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

② 平成31年度から事業の変更、廃止があります。

（退職互助部会員）

退職互助部の医療補助金の給付率を10%引き下げます。

区 分	現行給付率	31年度～
2,000円以下	30%	20%
2,001円以上 10,000円以下	45%	35%
10,001円以上	60%	50%

（現職互助部会員）

（1）1日ドック制度を変更します。

①1日ドックの対象者が指定されます。

1日ドックについては、現職会員全てが受診対象でしたが、35歳及び40歳以上の会員を対象とします。

②自己負担額を大幅に増額します。

自己負担額 8,000円 → 15,000円（平均）

③女性検診（乳がん検診、子宮頸がん検診）を互助会で実施なくなります。

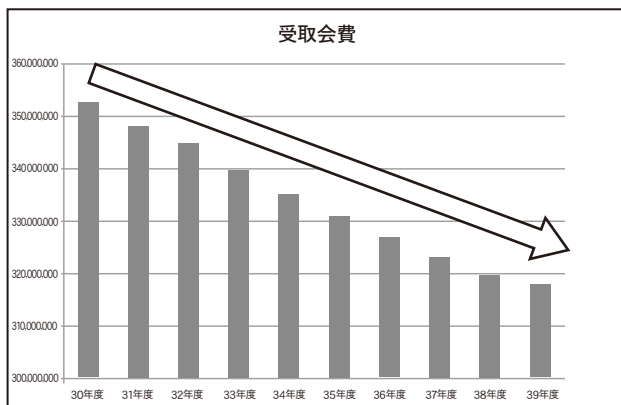
（2）退職互助部現職会員の加入者弔慰金を廃止します。（現職の方が亡くなられたときに退職互助部から給付している弔慰金です。）

（3）退職互助部現職部会員の還付割増金を廃止します。（現職の方が退会するときに支給している割増金です。）

（4）退職生業資金の支給額を17%削減します。（現職の会員が退会するときに給付している生業資金です。）

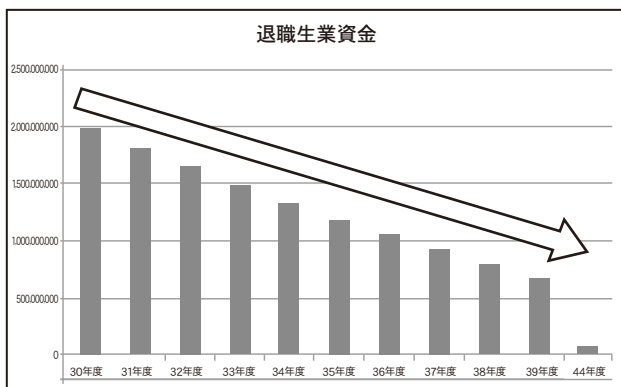
③ 今後10年間の財務予想

(1) 受取会費・・・全額互助会の事業に充当します。



※今後、多くのベテラン職員の退職により39歳以下の会員が占める割合が年々増加する。それにより、今後10年間で受取会費が2億1千万円の減収が見込まれる。

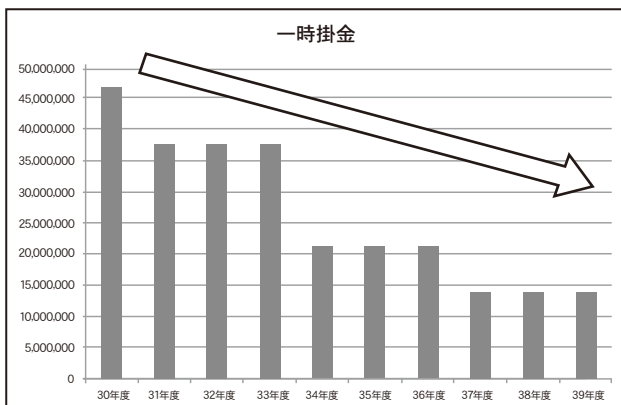
(2) 退職生業資金・・・平成18年3月以前に加入した会員へ退会時に一定の計算方式により算定した額を給付



※引当金として保有しているが、現在は積立ててないので、今後、10年間で約20億円減少する。

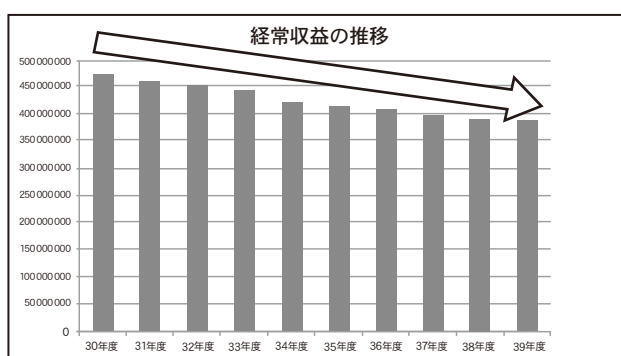
退職生業資金の減少により運用可能な資金も減少するため、運用利息が年間で約1,000万円の減収となる。

(3) 一時掛金・・・退職互助部に参加するときの入会金



※年金の65歳支給、あるいは定年の引上げなどにより60歳での退職互助部への加入者の減少が予想される。これにより退職互助部への収入が減少し、赤字が膨らむと見込まれる。

(4) 経常収益・・・単年度における収益で、収入のようなもの



※受取会費、資産運用益及び一時掛金の減収により、10年後には、平成30年度と比べて、年間で約1億円の減収が予想される。

療養費補助金請求される会員の方へ（お願い）

療養費補助金を請求される場合は、次の点にご注意いただき、請求をお願いします。

また、ご不明な点がございましたら、互助会までご連絡ください。

①領収書は、のりやテープで貼らないようにお願いします。

⇒医療機関から受領された領収書等は、補助金請求書様式に貼らずにそのまま送付してください。

②領収書は、片面コピーでお願いします。

⇒療養費補助金請求以外で原本領収書が必要な場合（確定申告等に添付）にコピーによる提出をされる場合は、必ず片面コピーでご提出ください。

③領収書のみで請求される場合は、請求書は1枚だけ提出してください。

⇒医療機関や診療日が複数ある領収をまとめて1度に請求される場合でも、請求書は1枚のみで可能です。

④次の受給者証をお持ちの方は、受給者証のコピーを請求と併せてご提出ください。

（1）特定医療費等

- ①特定医療費（指定難病）受給者証 ③肝炎治療受給者証
- ②自立支援医療受給者証 ④限度額適用認定証

（2）70歳以上で医療費の窓口負担割合が3割の方

- ①「国民健康保険高齢受給者証」等各種保険証（70歳～74歳）
- ②「後期高齢者医療被保険者証」（75歳以上）

※「一部負担金の割合3割」表示のある面をコピーしてください。

⑤身体障害者手帳をお持ちの方は、障害の級数・公費助成の有無を請求書にご記入ください。

⇒また、1級・2級を取得された方は、
互助会までご連絡ください。

⑥「医療機関（調剤薬局）領収欄」は、記入しないでください。

⇒請求書様式の下部分「医療機関（調剤薬局）領収欄」は、医療機関が領収書以外での証明する欄となっております。会員本人様で記入されないようお願いいたします。

⑦保険証、住所等が変更された方

⇒「退職部利用の手引き」の『変更届』をご提出ください。『変更届』様式は、「退職部利用の手引き」かホームページをご覧ください。

＜お願い＞
証明料を徴収される医療機関については、①～⑤までが記載された領収書（コピー可）を添付してください。
①療養者名（本人のみ） ②診療年月日 ③総点数（保険点数） ④領収金額 ⑤医療機関名

【医療機関から証明を受けた場合の記入例】

給付コード 301	療養費補助金請求書 （必ずご記入ください） 7654321	平成30年 9月 9日 （五）様式第6号
療養者名（本人のみ） 佐賀市城内1-1-59		勤務先（勤務されている場合、所属名・電話番号を記入ください。） 一般財団法人 佐賀県教職員互助会理事長 様
ふりがな 氏 名 電話番号 0952 22-9999	身体障がい者手帳をお持ちの方のみ記入 3 級	公費助成の有無（どちらかに○） 有 ・ 無
生年月日 S24年 7月 18日生 69才	代理者請求の場合（続柄・氏名・電話番号をご記入ください。）	
【お願い】 領収書（コピー可）を添付される場合は①～⑤まで要件を満たしているか、確認してご提出ください。 ①療養者名（本人のみ） ②診療年月日 ③総点数（保険点数） ④領収金額 ⑤医療機関名		
医療機関（調剤薬局）領収欄		
この領収欄は、佐賀県の教職員関係者が資金を出し合い退職後の療養に際し、保険適用の自己負担について補完給付を受けるためのものです。 ご面倒をおかけしますが、次の領収欄の記入について格段の御協力をお願いいたします。		
療養者氏名 互助太郎		
診療 1 内 2 外 3 皮膚 4 産 5 婦 6 小 7 小 8 小 9 小 10 小 11 小 12 小	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
この欄は記入しないでください。		
診療月 30年 4月 1日	区分 1. 入院 2. 外来	総（保険）点数 955 点
30年 5月 1日	1. 入院 2. 外来	1,860 点
30年 6月 1日	1. 入院 2. 外来	1,550 点
30年 7月 1日	1. 入院 2. 外来	70,150 点
年 月 日	1. 入院 2. 外来	点
年 月 日	1. 入院 2. 外来	点
住 所 佐賀市城内5-8		
医療機関（調剤薬局）名 城内医院		
電話番号 0952-77-6666	FAX番号 0952-77-7771	領収書添付時 は病院の印は 不要です。
お送り先 一般財団法人佐賀県教職員互助会 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内5-8 佐賀県教職員互助会		

★ 証明料がからまない医療機関等では、なるべく証明を受けてください。
★ 前月分までの分をまとめてご請求ください。（請求月の分を含みますと給付が遅れます。）

♪公益文化事業(スクールコンサート)を実施します♪

鑑賞無料!!

スクールコンサートは、県内小・中学校で、児童、生徒、保護者及び地域住民の方々を対象に実施しています。

鑑賞は無料となっていますので、ご家族・ご友人をお誘い合わせのうえ、お近くの学校へ足を運んでみてはいかがでしょうか。

鑑賞を希望される方は、必ず開催される学校へ事前にご連絡をお願いします。

★[小学校]

～音をみる！音をかんじる！
神田エレクトーンアンサンブル～

公演日	時間帯	開催校
11/5(月)	午前	みやき町立 根西小学校
	午後	基山町立若基小学校
11/6(火)	午前	唐津市立外町小学校
	午後	唐津市立長松小学校
11/7(水)	午前	佐賀市立春日小学校
	午後	佐賀市立西与賀小学校

★[中学校]

～九州交響楽団
アウトリーチ・コンサート～

公演日	開催校
10/30(火)	武雄市立武雄北中学校
11/26(月)	吉野ヶ里町立東脊振中学校
11/27(火)	白石町立有明中学校



「平成30年度教職員互助会指定施設一覧」一部変更のお知らせ

6月に送付いたしました「平成30年度教職員互助会指定施設一覧」の対象施設において、つぎのとおり、一部変更及び解除がありましたので、お知らせします。

施設名称 (変更前)	住所	変更日	変更内容	変更理由	掲載頁
アパホテル佐賀駅南口 (佐賀ワシントンホテルプラザ)	佐賀市 駅前中央	平成30年7月7日	名称	施設名称 変更	P15
エムズホテルクレール宮崎	宮崎市橋通東	平成30年10月1日	指定解除	閉館	P18

⇒アパホテル佐賀駅南口は名称変更されましたが、宿泊補助対象施設としてこれまでどおりご利用になれます。

◆退職互助部会員のご家族の皆様へのお願い

会員様がお亡くなりになられた時は、速やかに互助会まで御連絡ください。

住所・電話番号等が変更になった場合は、速やかに互助会へご連絡を!

転居や住所表示等の変更届が無い為、退職互助部会報(退教互だより)等のメール便をお届けできない方がいらっしゃいます。

一時的な転居も含め、住所等に変更があった場合は、互助会へ「変更届」をご提出ください。

「変更届」の様式は・・・

(1)退職部利用の手引きより

⇒退職部利用の手引き(旧)会員…P22、(新)会員…P20 に掲載しております。

(2)ホームページより

ホームページ>申請様式一覧>旧、又は新・退職互助部>諸手続きについて(ダウンロード)

佐賀県教職員互助会

で

検索

「退教互だより」の表紙に、ご自分の作品を掲載してみませんか?

自薦、他薦は問いません。絵画や書道作品、彫刻、写真等ジャンルも問いません。
互助会事務局まで、ご連絡お待ちしております。



人生を楽しむ ～海外旅行～



今号から始めました「人生を楽しむ」。

長年、佐賀県の教育のために励まれてこられ、ご退職された会員様からセカンドライフの楽しみ方をご紹介しますものです。

今回は、初回ということで、本会からお願いしまして、旅行記をお寄せいただきました。

また会員の皆様でご退職後、楽しんでいることや趣味など、掲載したい方や団体(主が退職部会員で構成)がいらっしゃいましたら、是非互助会へご連絡ください。

投稿 村岡 登美子

(平成14年4月退職互助部入会)

今年3月28日～4月4日(8日間)ハンガリー、スロヴァキア、ウィーン(オーストリア)、チェコの中欧4か国を巡る海外ツアーに八歳の孫と一緒に参加しました。

孫に、なるべく早く海外体験をさせたいという思いがあり、ちょうど春休み期間に設定されているツアーだったこと、それに私自身もチェコの首都プラハに憧れていたこともあり、迷いなくこのツアーに申し込みました。

観光の最終日(4月2日)、プラハの有名なカレル橋を渡りながら眺めたモルダウ川は雄大そのもの。スメタナの音楽「モルダウ」と重なり胸が熱くなりました。午後からは自由行動になっていて、孫と一緒にプラハの中心街を散策。時計塔に登り、百塔の街プラハを一望しました。

退職して早や17年目を迎える。その間9回程海外体験できました。ツアー参加の時は、互助会の補助制度を活用させていただき助かっております。今後も体力がある限り、まだ見ぬ世界を見て回りたいと夢を膨らませています。



2018年 日帰り旅行 申込書

日帰り旅行の申込みは、旅行会社へお申込みください！

日帰り旅行に参加ご希望の方は、下記申込に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAX(0952-29-6005)にて、旅行会社(東武トップツアーズ)へお申込みください。

なお、詳しい旅行内容につきましては、次のページをご覧ください。

※これまで、教職員互助会へ申込みをしていただいておりますが、今回の旅行募集から、旅行会社へ直接申込みいただくようになりましたので、ご注意ください。また、旅行代金についても、旅行会社への申込み後、旅行会社から直接会員様へ指定の振込用紙が届きますので、その振込用紙にてお振込みをお願いします。

申込日 平成30年 月 日

日帰りバス旅行 熊本観光「田原坂資料館・熊本城・水前寺成趣園」

平成30年11月22日(木) 70名

会員 5,000円 家族 7,000円

○を付けてください。	会員番号	生年月日	氏 名(ふりがな)	乗車番号 下記※1の①～④を ご記入ください	電話番号 (固定の場合は、市外局番 からご記入ください)
会 員		大正・昭和 年 月 日	(ふりがな)		
会員・家族		大正・昭和・平成 年 月 日	(ふりがな)		
会員・家族		大正・昭和・平成 年 月 日	(ふりがな)		
会員・家族		大正・昭和・平成 年 月 日	(ふりがな)		

【ご住所】

【その他特記事項】※健康状態・アレルギー 対応等が必要でしたら必ずご記入下さい。

申込締切日 平成30年10月22日(月)必着

※1【日帰り旅行の乗車場所(予定)】 乗車番号を上記申込書にご記入ください。

① 佐賀駅バスセンター ② 中原(公民館前) ③ 武雄温泉駅 ④ 唐津駅

ご希望の少ない場所では乗車できない場合がありますので、ご了承ください。

※2 4人以上のグループで申込みをする場合は、この申込書をコピーして、【その他特記事項】に一言添えてバラバラにならないようにお申込みください。

※3 お申し込み多数の場合は、グループ単位(上記の申込を一つのグループとする)で抽選させていただきますので、予めご了承ください。

※4 申込書の個人情報催事の目的以外には利用しません。また、申込者の同意がない限り第三者に提供いたしません。

旅行に関する問い合わせ・申込先:東武トップツアーズ(株)佐賀支店 担当:前山

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命ビル8階

TEL 0952-26-1131 FAX 0952-29-6005

営業日・営業時間/月～金9:00～18:00(休業日:土・日・祝日)

参加者募集

退職互助部日帰りバス旅行のご案内

熊本観光「田原坂資料館・熊本城・水前寺成趣園」



※震災前の写真になります。



※写真はイメージです。

ご旅行代金 お一人様あたり

会員様 **5,000円**
ご家族様 **7,000円**

■旅行実施日：平成30年11月22日(木)

■募集人数：70名様 ※最少催行人員：35名様

■申込締切日：平成30年10月22日(月)

日 時	行 程	食 事
11 / 22 (木)	<1号車> 7:30 8:30 佐賀県内各地(唐津駅・武雄温泉駅) 植木 IC	— 昼 —
	<2号車> 7:50 8:40 佐賀県内各地(佐賀駅・中原公民館) 植木 IC	
	10:30 11:30 12:00 14:00	
	田原坂資料館(見学) 熊本城(散策・昼食)	
	☆西南戦争資料館 ☆修復作業中の城をボランティアガイドとともに散策	
	☆熊本城を眺望しながら熊本郷土料理のご昼食	
	14:20 15:20	
	水前寺成趣園(散策・買い物)	
	☆豊富な阿蘇伏流水が湧き出て作った池を中心とした桃山式回遊庭園	
	<1号車> 17:30 18:30	
	熊本 IC 佐賀県内各地(武雄温泉駅・唐津駅)	—
	<2号車> 17:20 18:10 熊本 IC 佐賀県内各地(中原公民館・佐賀駅)	

【添乗員】1名同行いたします。【利用バス会社】昭和自動車株式会社

※お申込された方にはご集合場所・時間をご出発前のご案内いたします。※天候・交通事情により行程に変更が生じる場合がございますので、予めご了承ください。

旅行条件＜要約＞ 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の 部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は、東武トップツアーズ株式会社佐賀支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面(クーポン類または最終日程表)ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

- お申し込み方法・条件と旅行契約の成立
(1)当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ 部又は全部として取り扱います。
(2)お申込みの時点では旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
(3)障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。
- お申込金(お1人様につき) 会員様:5,000円 ご家族様:7,000円
- 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
旅行日程に明示された交通費、食事代等およびその消費税等諸税相当額が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により 部利用されなくても払戻しいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

4. 旅行契約の解除

(1)お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2)お客様のご都合で既にお申込みのコースや出発日を取消され、新たに別のコースや出発日をお申込みになる場合、また、お申込人数から 部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお1人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

5. このパンフレットは、平成30年9月6日現在を基準としております。

【旅行企画・実施／お申し込み・お問い合わせ】

東武トップツアーズ株式会社

佐賀支店 担当：前山麻美 西18-113

TEL0952-26-1131 FAX0952-29-6005



観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ポンド保証会員 総合旅行業務取扱管理者/古賀 政臣
〒840 0801 佐賀市駅前中央1 4 8 太陽生命ビル8階 営業日・営業時間/月～金9:00～18:00(休業日:土・日・祝日)